

第4章 基本構想についての市民の意見集約

第1節 懇談会の設置

福島市では、平成15年8月27日の宮畑遺跡国史跡指定を受け、史跡指定範囲の公有化とともに平成16年度より史跡整備計画策定に着手する方針を決定しました。

宮畑遺跡の整備については、本市のまちづくり方針である「市民協働によるまちづくり」にもとづき、市民との協働により進める方針とし、史跡整備計画策定着手に先立ち、平成15年度に宮畑遺跡史跡整備活用市民懇談会（以下整備活用市民懇談会）と宮畑遺跡学校教育活用懇談会（以下学校教育活用懇談会）を設置しました。

整備活用市民懇談会は、宮畑遺跡が所在する東部地区選出委員5名と公募委員5名の計10名、学校教育活用懇談会は市内小中学校教員10名で構成し、整備活用市民懇談会は、市民との協働による史跡の活用と運営のありかた、学校教育活用懇談会は史跡整備前と整備後での宮畑遺跡の学校教育活用について検討を進めてきました。

第2節 整備活用市民懇談会

平成15年度に2回、平成16年度に3回の懇談会を開催し、宮畑遺跡の魅力と可能性、宮畑遺跡の整備と活用のあり方について検討を進めてきました。

宮畑遺跡の魅力については、「自然の中の遺跡」、「阿武隈川が近い遺跡」、「野菜産地に近い遺跡」、「3期にわたる縄文むら」、「縄文時代の謎」、「太い柱」、「周辺の伝統・風習・民話」、「周辺の観光資源」等があげられました。

以上の宮畑遺跡の魅力と可能性をもとに、「地域の環境・特性を活かした整備・活用」、「継続的な誘客が図れる体験型整備」、「他の観光資源との回遊性」、「特徴ある史跡公園」をテーマに、整備・活用のあり方について検討を進めたところ、以下のような内容が提言されました。

- ストーリー性のある展示
- 特徴ある体験メニュー
- 生涯学習の場としての活用



整備活用市民懇談会の様子

- 学校との連携による活用
- 宮畑遺跡の重要性・楽しさを市民に広める仕掛けの工夫
- 継続的な誘客が図れる体験型の整備
- 周辺の自然を含めた整備・活用
- 工業団地立地企業と結びついた活用
- 市内の施設・観光資源との回遊性の創出
- 市民が憩える場、癒しの場の創出
- 東部地区の伝統・文化・食・技術などを活かした活用
- 広域的な活用エリアの設定
- 東部地区の野菜産地としての地域性を活かした活用

以上からは、「魅力」・「体験」・「生涯学習」・「学校教育」・「回遊性」・「憩い」・「地域」が宮畑遺跡の整備・活用のキーワードであると考えられます。市民が楽しめる、また来てみたくなる（リピーターが多い）楽しい史跡整備とともに、東部地区の地区公園、市民の憩いの場などの性格が求められています。また、東部地区の特性（野菜産地・豊かな自然・多くの歴史的遺産）の活用や、宮畑遺跡に隣接する工業団地の企業との連携による活用など、地理的条件の活用についても求められています。史跡としての学術的な整備・活用はもちろんのこと、「幅広く活用を図るための整備」、「まちづくりとしての活用」、「地域に根ざした史跡」が市民の代表としての整備活用市民懇談会の意見であるといえます。

第3節 学校教育活用懇談会

平成15年度に3回、平成16年度に5回の懇談会を開催し、史跡整備前での宮畑遺跡の学校教育活用とともに整備後の学校教育活用で求められる整備のあり方について検討を進めてきました。

史跡整備前での学校教育活用の検討にあたっては、平成15年度に市内小中学校での宮畑遺跡の活用実態を把握するためアンケートを実施しました。

1. 宮畑遺跡活用の実態

平成15年度に、宮畑遺跡及び縄文時代の学習、郷土の歴史学習、縄文時代の体験などができる施設の利用状況について市内小中学校73校を対象にアンケートを実施しました。その結果は、以下のとおりです。

質 問 項 目	小学校 (実施校/回答校)	中学校 (実施校/回答校)
宮畑遺跡副読本の活用	33/51	11/22
縄文時代に関する学習の実施	29/51	12/22
郷土の歴史学習	35/51	12/22
まほろんなどの体験施設活用	21/51	1/22

宮畑遺跡や縄文時代の学習及び郷土の歴史を調べる学習は、市内小中学校の5割を超える学校で実施されています。宮畑遺跡の学習は社会科、縄文時代に関する学習と郷土の歴史を調べる学習は総合的な学習の時間で実施されていることが明らかになりました。体験施設の利用は小学校が21校あるのに対し、中学校では1校での利用と対照的な結果となりました。しかし、約半数の小中学校で、宮畑



学校教育活用懇談会の様子

遺跡や縄文時代の学習及び郷土の歴史を調べる学習が取り入れられていない実態があり、出土遺物等の数多くの資料や縄文時代の体験道具を教育委員会で準備していることが十分に周知されていないことが原因と考えられます。

また、活用にあたり、竪穴住居や土器がどんな情報を有しているかの説明資料がなく、活用の手引きの作成が必要であると考えられました。

2. 宮畑遺跡学校教育活用の手引き

学校教育活用懇談会では、市内小中学校において、平成17年度から宮畑遺跡を活用した学習を教育計画に取り入れてもらうため、「宮畑遺跡学校教育活用の手引き」を平成16年度に作成しました。内容は、小学校の活用事例10例と中学校の活用事例5例、小学校の実践報告2例などを掲載し、教育委員会作成の宮畑遺跡と市内の縄文時代に関する情報と、貸し出し可能な縄文体験の道具をまとめた冊子とともに平成16年12月に市内小中学校に配布しました。

3. 史跡整備にあたり必要なこと

現在の学校指導要領を前提に史跡整備後での学校教育活用について検討を進めたところ、活用できる教科として、小学校では総合的な学習の時間、中学校では1年生社会科（歴史・地理）、選択社会、総合的な学習の時間が最も活用を図ることができる教科・活動であり、クラブ活動、学年集会、遠足、PTA行事などで活用を図ることも可能であるとの意見がありました。

以上の教科・活動で活用を図るため整備時に必要なものとして出された主な意見は以下のとおりです。

- ガイダンスに近い駐車場
- 遺跡全体を見渡せる場・施設
- 雨天時の活用を考えた施設配置
- 固定化しない展示、体験と展示の連携、生徒(利用者)の発表スペース

- 宮畑遺跡がイメージできるシンボル・展示
- 低学年の子どもが活動できる自然環境復元（水の中での観察、ドングリ拾いなど）
- 人間と水・土地の関わり、縄文人の食べ物のサイクル
- 四季をとおした自然の観察（生き物と植物の関係、昆虫）
- 宮畑遺跡と他の施設との連携（福島市を理解するために必要な施設、場所の提示）
- D V D・3 Dの中へ利用者が参加できる展示
- 縄文人の精神文化に焦点をあてた展示（現代人には不可思議→児童・生徒の興味・関心）
- テーマ（アピールするもの）を絞ったガイダンス
- 体験をとおした縄文人と現代人の共通点と相違点が理解できる展示
- 物をとおした人の交流が理解できる展示
- 宮畑遺跡でなくてはできないことの検討
- 周辺の歴史的環境を理解できる場
- 周囲の自然林でのフィールドワークをとおした縄文時代と現在の環境の相違点が理解できる展示
- 博学連携ネットワークの構築と教員研修の実施
- 縄文の道具製作体験の工夫（石器作り→使用など）
- 周辺の生産活動との連携による学習
- 宮畑まつりの開催による宮畑遺跡のアピール

以上のことから、整備・活用のキーワードとして、「縄文時代と現在」、「宮畑遺跡のアピール」「人間と自然・水」、「参加型展示」、「自然観察」、「体験活動」、「精神文化」、「交流」があげられます。

学校教育では、小学校低学年から中学生までの幅広い年代が利用することになります。歴史以外にも自然環境、人と物の交流、人間と自然のかかわり、人間の土地開発の歴史などさまざまな切り口があり、史跡全体が学習の場となる可能性を有しているといえます。

また、現在の学校教育は、生きる力の育成を目標とし、児童・生徒が主体的に課題を把握し解決する力を身につけることが求められています。宮畑遺跡の整備においては、生きる力の育成のため、宮畑遺跡のみならず、福島市の歴史・文化、自然環境、人間の生活史についても学べる場、児童・生徒が主体的に体験を通して学習できる場とし、その成果を発表できる場としても整備計画を策定することが求められているといえます。

遺跡現地のみならず学校に向いての出前学習の充実についても指摘されています。また、宮畑遺跡までの交通手段の確保、教育現場と連携を図った教材の開発なども、宮畑遺跡の活用に必要な条件であるとの指摘も出されています。

第5章 基本構想

第1節 理念と方針

1. 福島市総合計画と宮畑遺跡整備計画の関連

福島市では、平成13～22年度を実施年度とする総合計画「ヒューマンプラン21」を策定し、本市まちづくり指針「しのぶの里に自然と人情が織りなす人間尊重都市 ふくしま」実現のため施策を展開しています。福島市のまちづくりの課題のひとつとして「新世紀を拓く心ふれあう教育と文化のまちづくり」をあげ、先人が営々として築き上げてきた地域性豊かな歴史や文化を学び、地域に対する誇りと愛着を育みながら、市民の自主的、創造的な文化活動を推進し、福島に根ざした個性あふれる文化を生み出す施策、事業の必要性を指摘しています。

宮畑遺跡整備計画は、「ヒューマンプラン21」で目標とする「一人ひとりの個性が活きる 人が輝くまち」の施策のひとつである文化財の保存と活用事業として位置づけられています。

また、「ヒューマンプラン21」は、総合計画の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを推進することを方針としています。宮畑遺跡の整備についても、「ヒューマンプラン21」の方針に基づき、市民との協働により計画策定を進めていきます。

2. 保存・活用の理念

宮畑遺跡は、我が国の歴史を考える上で貴重な国民共有の財産であるとともに、縄文時代に今の福島市に生きた縄文人の生活を伝える福島市民の財産でもあります。

宮畑遺跡の国史跡指定を受け、宮畑遺跡を将来へ伝えるため史跡の保全を図るとともに、整備活用市民懇談会・学校教育活用懇談会の意見にあるように、市民とともに幅広い活用を図ることを目的として、以下の保存・活用の理念のもとに整備を進めていきます。

- (1)我が国の歴史を考える上で欠くことのできない、国民共有の財産として保存し、後世に伝えるとともに、縄文時代の調査研究の核とする。
- (2)福島市を代表する文化遺産として、郷土の歴史・文化・伝統に関する情報発信の核として位置づける。
- (3)福島市民の財産として、市民協働による史跡整備と運営により、まちづくり・地域づくりの場とともに、学校教育で目標とする生きる力を育成する場としての活用を図る。
- (4)福島市民の文化的活動及び憩いの場とする。

3. 保存・活用の方針

宮畑遺跡は、国民共有の財産であるとともに福島市民の財産です。保存・活用の理念をもとに以下の方針により、保存し活用を図っていきます。

- (1)国史跡として保全を図り、後世に伝える。

(2)宮畑遺跡の学術的な調査研究とともに、縄文時代の研究の核として位置づけ、研究成果の情報発信の場とする。

(3)縄文時代に宮畑遺跡で生活した人々の舞台である当時の集落及び周辺環境を復元し、当時の生活を体験的に理解できるようにする。

(4)現在の福島市の礎となった縄文時代から現在までの人々の生活と環境にも焦点をあて、郷土の歴史を見つめ直す場として整備を図り、福島市のまちづくりに活かす。

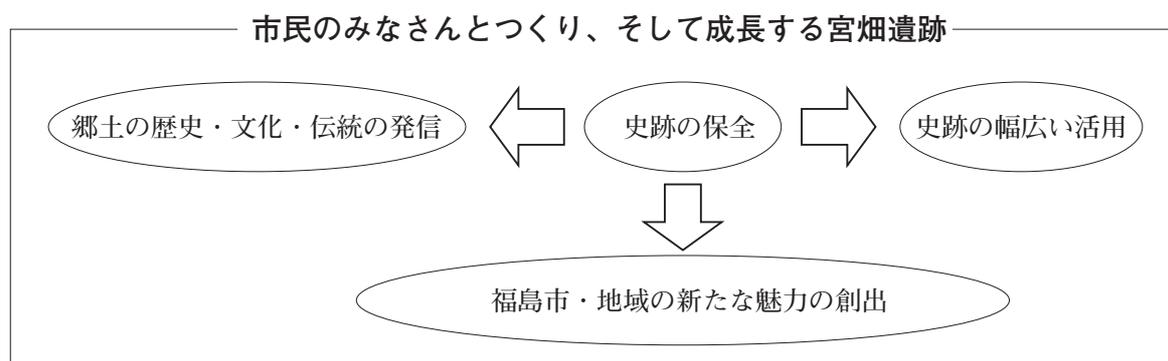
(5)福島市が全国に誇れる福島市民の財産となるよう整備を図り、市民協働の方針に基づき、市民のみなさんと宮畑遺跡の魅力・可能性について考え、まちづくり・地域づくり・生きる力の育成の場としての活用を図る。

4. 整備の方針

整備にあたりましては、保存・活用の理念で述べました「史跡の保全」、「郷土の歴史・文化・伝統の発信」、「まちづくり・地域づくり・生きる力の育成」、「文化的活動及び憩いの場」とともに、「福島市・地域の魅力の創出（よさの発見）」を実現し、市民のみなさんが新たな感動をおぼえることができる史跡としたいと考えています。

国史跡として、史跡の保全を整備の核に位置づけ、整備活用市民懇談会・学校教育活用懇談会の意見にある、縄文時代の情報のみならず、人間と自然のかかわりや人間と物の交流の歴史に焦点をあてることで、私たちの生活を見つめなおす第一歩になると考えられます。地域の特性や他の観光資源・自然及び歴史資源と結びつけることにより、福島市の新たな魅力を創出し、福島市（郷土）のよさの発見、まちづくりへと発展すると考えられます。

以上の内容を実現するためには、整備活用市民懇談会、学校教育活用懇談会をはじめとした市民のみなさんとともに取り組むことが必要です。「市民のみなさんとつくり、そして成長する宮畑遺跡」をキーワードに保存・活用の理念を実現できるよう整備を進めていきます。

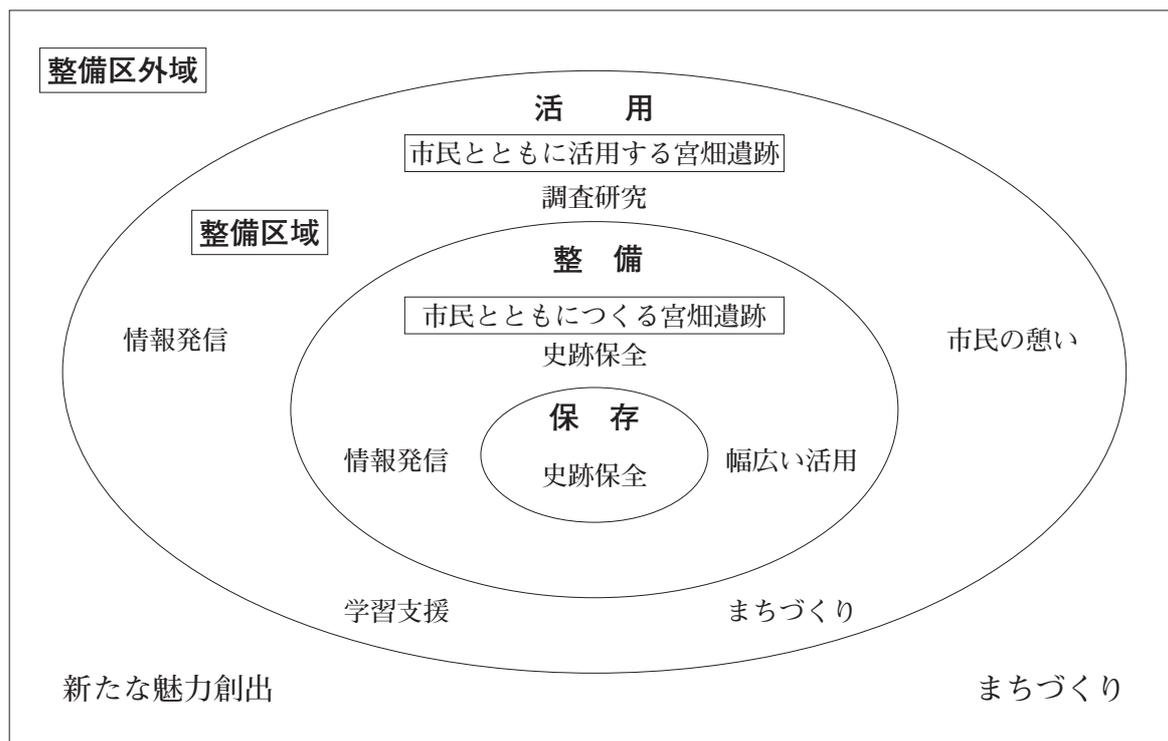


5. 活用の方針

保存・活用の理念実現にあたっては、市民のみなさんとの協働により「宮畑遺跡のアピール」、「地域史の構築」、「福島（郷土）のよさ」等について考え、その情報発信・活用により、人・地域のネットワークを構築し、まちづくりとしての活用を図っていきます。

活用にあたり、宮畑遺跡と連携を図り活用事業を行う区域として、図4に示しました阿武隈川東岸の東西5km×南北7.5kmの範囲を設定し、宮畑遺跡とその周辺の環境・資源と連携した活用により理念実現を目指していきます。

また、第3章及び付章2のとおり、市内には自然的・歴史的資源及び観光資源があり、さまざまなまちづくり事業が実施されています。宮畑遺跡の活用では、この諸資源及びまちづくり事業との連携を図り、福島市のまちづくりとしての活用も図っていきます。



6. 史跡管理・運営の方針

(1) 管 理

史跡の管理は市が主体となり実施しますが、市民の協力により実施可能な内容については、市民参加により管理を実施していきます。そのため、史跡整備計画策定を市民との協働により実施し、史跡管理のあり方について市民とともに検討を進めていきます。

(2) 運 営

史跡の運営は、全市的に取り組んでいくとともに、市民との協働により進めていきます。調査研究・情報発信・史跡公開・史跡の維持と管理・学習支援については、教育委員会が主体となり市民と情報を共有しながら事業を進めますが、文化活動・まちづくり・地域づくり・観光事業との連携・都市間交流事業等については、教育委員会のみならず、市関係部局との連携を図りながら、市民団体及び市民のみなさんとともに進めていきます。

また、福島市は冬期間に降雪があり、公共施設及び観光施設では利用が落ち込む状況が見られますが、全市的な取り組みと市民との協働による運営により、通年型の施設を目指します。

第6章 構想の概要

第1節 整備・活用のエリア

史跡整備は、保存・活用の理念の4項目を具現化するとともに、多くの市民のみなさんに活用していただくことを目的として進めていきます。学術的な面とともに、活用の主役となる市民のみなさんと整備・活用について考え、事業を実施していくことが大切であると考えています。

整備活用市民懇談会・学校教育活用懇談会で出された、「人間の生活史、人間と自然の関係など史跡周辺の諸環境を取り込んだ整備」、「周辺の自然や地域の特徴と連携した活用」、「まちづくりとしての活用」等の意見は、利用者の視点からの貴重な内容であり、実現していきたいと考えています。その実現のためには、史跡指定地のみならず、周辺の特徴・特徴を活かすため広域的なエリアの設定が必要ですので、以下に述べるエリアを設定し、整備・活用を進めます。

1. 整備区域（図3）

国史跡指定地41,719.30㎡とその周辺の福島地方土地開発公社所有地14,299.41㎡を設定し、整備を進めていきます。

史跡指定区域には、図6にあるとおり、集落及び自然環境を復元し、縄文時代の風景を伝えるとともに、環境修景地区を設定し、宮畑遺跡だけでなく、まちづくり事業・文化活動など、多目的な活用が図られる広々とした空間を創出します。史跡周辺区域は、ガイダンス・駐車場・便益の機能を整備し、利用者への情報提供とともに、利便性を図る区域として設定します。

整備区域は、宮畑遺跡の活用を図る上で核になる区域ですので、各機能を効果的に関連づけて整備を進めていきます。



図3 整備区域

2. 宮畑遺跡と連携し活用する区域 (図4)

宮畑遺跡の活用は、「宮畑遺跡のアピール」のみならず、「地域史の構築」、「福島(郷土)のよさの再発見」につながり、福島市のまちづくりとしての活用も可能と考えられます。このため、整備区域のみならず、阿武隈川東岸の東部地区を「宮畑遺跡と連携し活用する区域」として設定し、宮畑遺跡及び史跡周辺・福島市の環境や特性と関連づけた活用を図っていきます。

宮畑遺跡と連携し活用する区域は、阿武隈山地(高地)と阿武隈川にはさまれた地区で、その多くは東部支所管内ですが、花見山周辺の一部が渡利支所管内にあたります。東部支所管内は、第3章及び付章2のとおり、江戸時代の岡部・岡本・中島・山口の4村が明治9・22年に合併して岡山村となった地区で、社会教育施設はもちずり公民館(4月よりもちずり学習センター)、学校教育施設は岡山小・月輪小があり、宮畑遺跡の地元町内会が存在する地域にあたります。月ノ輪山1号墳、御春新田古墳群、高森古墳群などの群集墳等の遺跡とともに、文知摺観音、白鳥飛来地、小鳥の森、サイクリングロードなどの観光資源・社会教育施設が存在する地域です。江戸時代には阿武隈川がたびたび氾濫をおこした地域であり、福島市内の中で、阿武隈川とのつながりが強い地域の一つです。この東部支所管内とともに、秋山庄太郎氏が「福島に桃源郷あり」と称し、全国から数多くのカメラマンや観光客が訪れる花見山を含めた地域で、宮畑遺跡と連携した活用を図っていきます。

整備区域においても、宮畑遺跡のみならず周辺の歴史・伝統・文化の情報発信、まちづくりの場としての活用等、幅広い活用を図る予定ですが、「整備区域」と「宮畑遺跡と連携し活用する区域」内の各施設・資源を結ぶネットワークを構築することにより、回遊性を創出し、相互に連携を図りながら、利用者の多様なニーズに応えていきます。

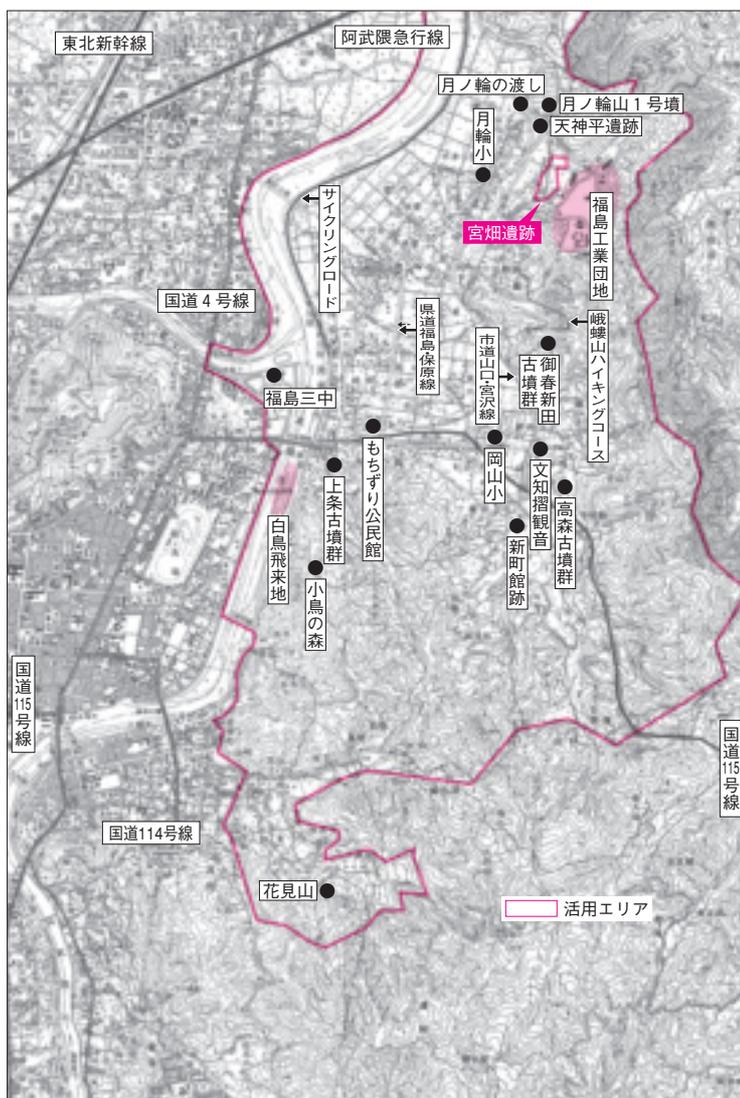


図4 宮畑遺跡と連携し活用する区域

3. 環境保全区域 (図5)

宮畑遺跡は西に阿武隈川、東に阿武隈の山々が位置する自然の中で生活をした人々の集落の跡です。現在、阿武隈川は宮畑遺跡の約1 km西を流れていますが、江戸時代には宮畑遺跡の西側を流れていました。縄文時代の阿武隈川の位置は明確ではありませんが、宮畑遺跡に暮らした人々は、阿武隈川と関わりながら生活した可能性が考えられます。現在、宮畑遺跡と阿武隈川の間は、田・畑などに利用され、残念ながら、縄文時代に存在した風景をうかがうことはできません。

宮畑遺跡の東及び南の隣接地域は、福島工業団地として整備され、18社が操業し、やはり縄文時代の風景をうかがうことはできません。

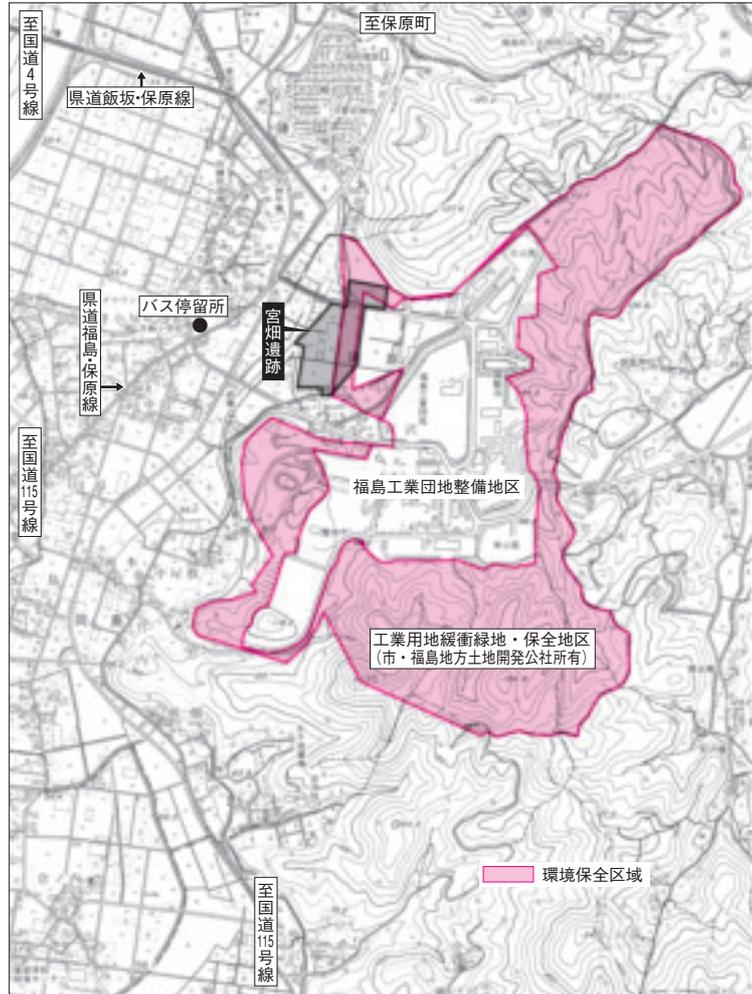


図5 環境保全区域

こうした中、工業団地整備区域の東から南側の区域は、工業団地緩衝緑地・保全地区として位置づけられ、豊かな緑が残されています。縄文時代の宮畑遺跡周辺で見られた風景(植生)のままか明らかではありませんが、周辺での開発が進んだ中、自然の中で生活した縄文時代の風景を想起させる景観として貴重な自然といえます。史跡周辺の貴重な自然として、工業団地緩衝緑地・保全地区の自然を保全していきます。

第2節 整備計画

1. 整備の方向性

整備の方針にあるように、保存・活用の理念の具現化とともに、福島市・地域の魅力の創出(よさの発見)ができるよう整備を進め、利用者の幅広い要求に応えることができる場の創出を実現していきます。整備のキーワードとした「市民のみなさんとつくり、そして成長する宮畑遺跡」の実現のため、利用者が常に新たな発見・感動を得ることができる、「また来てみたくなる」、「参加してみたくなる」、「何かをしてみたくなる」ような参加・発見型の魅力ある史跡にしていくことが必要

と考えられます。

そのため、整備の方向性として、以下の10項目を設定し、市民のみなさんとともに考え、整備を進めていきます。

①国民共有の財産として後世に伝えるため、史跡の保全を図る。

○地下遺構を保護した整備手法の採用

②宮畑遺跡の調査研究・情報発信の場とする。

○宮畑遺跡の内容解明のため発掘調査を実施し、展示及び各種媒体を利用した最新情報の発信

③縄文時代の宮畑むらの風景とそこに生活をした人々の営みを体験的(五感)に伝える場とする。

○集落復元 縄文時代晩期…… 葬送儀礼とその施設(幼児埋葬と掘立柱建物群)

○特徴復元 縄文時代中期…… 特徴的な住居廃絶儀礼(家を焼く風習)

縄文時代後期…… 文化の伝播と交流(住居施設と土器文化圏の変化)

○自然環境 縄文人の食料確保と植生変化(集落の展開とコナラ林、クリ林の形成)

④縄文時代から現在までの人間の営み、自然との関わり方の歴史とそれにより形成された文化・伝統を伝える場とする。

○原始・古代→陸奥国→中世・近世の領地支配→福島県

○開発の歴史(遺跡の立地の変遷)

○里山及び河川利用の歴史(植生・漁労・舟運・水利・洪水とのたたかい等)

○物と人の交流の歴史

○衣食住に関する技術の系譜と人々の暮らし、精神文化

⑤市民が自主的に学び・交流できる場とする。

○市民の自主的な団体による活動と、活動成果の史跡運営への活用

⑥生きる力の育成が図れる場とする。

○児童・生徒が自主的に体験し、学ぶ

⑦まちづくり・地域づくりとしての活用が図ることができる場とする。

○まちづくり事業が開催できる多目的空間の提供

○市内各種団体と連携を図った魅力の創出

⑧文化的観光資源として他の施設・資源と回遊性をもった活用が図れる場とする。

○宮畑遺跡をアピールできるシンボルと展示

○福島の自然・歴史・文化の情報発信

○訪れるたびに新たな発見がある展示・体験

○地元特産品・産業と連携した魅力の創出

⑨歴史と文化に触れながら、市民が文化的活動を行う場、憩える場とする。

○広々とした空間を利用した文化的活動の場の提供

○広々とした空間と魅力的な植栽、癒しを感じる場の創出

⑩都市間交流をとおして、宮畑遺跡・福島市の新たな魅力が創出できる場とする。

○他の縄文時代の史跡との交流による宮畑遺跡の新たな魅力の発見、福島市の良さのPR

2. 整備区域

以上の整備の方向性を実現するために、整備区域として史跡指定範囲41,719.30㎡とともに、史跡周辺の福島地方土地開発公社所有地14,299.30㎡を設定し、それぞれの区域を史跡保存地域、周辺整備地域とします。それぞれの地域には、さらに下記の地区を設定し、幅広い活用が図られるように相互の関連を図った整備を進めていきます。

(1)史跡保存地域

①**集落復元地区** 縄文時代中期～晩期の集落が確認された地区に縄文時代の集落の風景を復元します。しかし、宮畑遺跡では、同じ区域で縄文時代中期・後期・晩期の内容が異なる集落が確認されていますので、集落全体の内容が明らかになっている縄文時代晩期の集落を、掘立柱建物、埋甕等の遺構復元及び集落の明示により、体験的（視覚的）に理解できるようにします。縄文時代後期・中期の集落については、その全体像が明らかでなく、集落復元が部分的な復元になってしまうこと、縄文時代晩期の集落風景に影響を及ぼすことが考えられるため、集落の復元は行わないことにします。しかし、宮畑遺跡を理解する上で、3時期の集落が営まれていたことは重要な要素ですので、縄文時代晩期の集落風景に影響を及ぼさないゾーニング、手法の採用により、ガイダンスでの展示と連携を図りながら、縄文時代後期・中期の集落の特徴を利用者へ伝える明示をします。

②**環境復元・多目的活用地区**

環境復元・多目的活用地区で

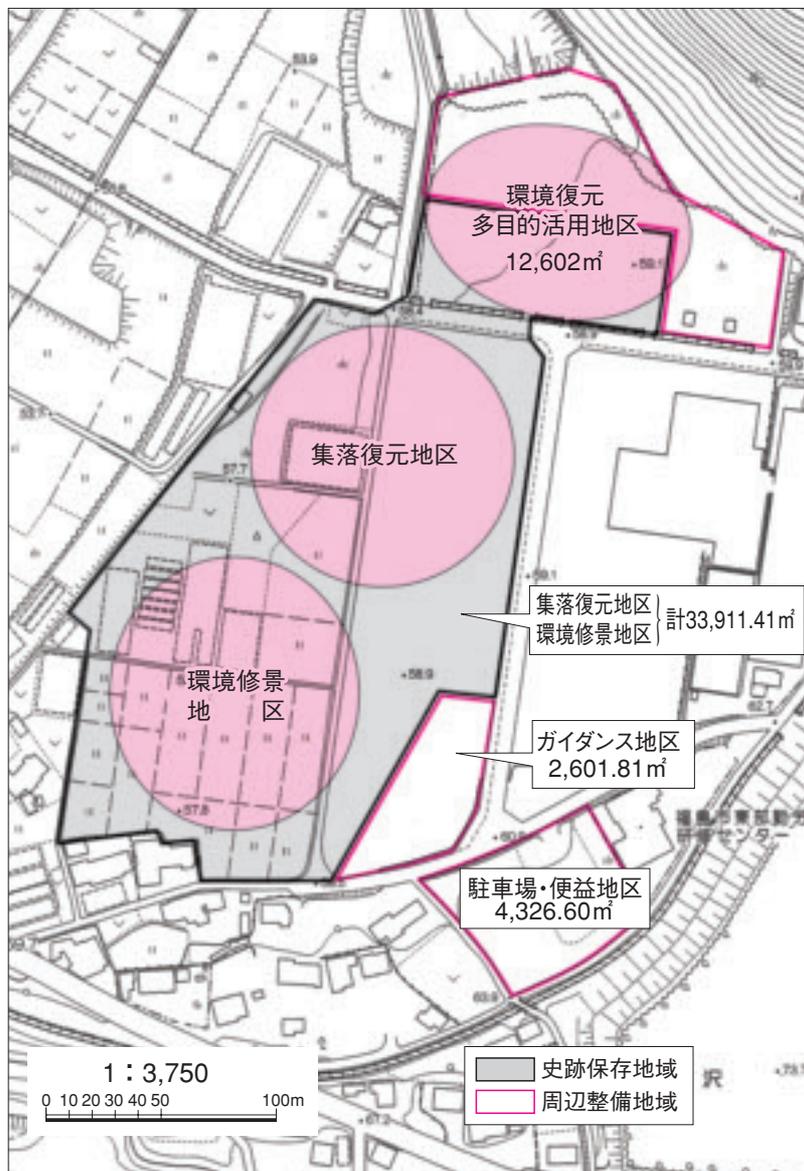


図6 整備区域ゾーニング

は、縄文時代中期の竪穴住居跡1棟が確認されましたが、縄文時代後期から晩期にかけて、集落復元地区の北側の低地を河川が西流していたことが確認されています。縄文時代晩期には河川に水場を構築しています。集落復元地区での縄文時代晩期集落とともに河川と水場を復元し、花粉分析結果による縄文時代晩期の集落周辺の植生も復元することにより、縄文時代晩期に暮らした人々と自然との関係を伝えていきます。

縄文時代後期～晩期の自然環境については、付章1に記してありますが、コナラとクリを主要な森林構成要素とし、河川沿いにはオニグルミやトチノキが分布していることが確認され、当時の人々の食生活との関係が見られます。また、環境復元により、縄文時代の食物の情報を発信する場、昆虫や生き物の観察の場としても位置づけることが可能と考えられます。河川で水に親しむ、遊ぶなどの機能や散策などでの癒しの空間の創出もできるものと考えられます。

環境復元・多目的活用地区の東及び北側の周辺整備地域は、史跡指定地と一体とした環境復元整備をする計画ですが、史跡周辺地域の特性と連携した多目的な活用を図るとともに、臨時的な駐車場などの機能も持たせていきます。多目的な活用については、市民協働による運営を図り、市民の多様なニーズに応じていきたいと考えています。

③環境修景地区 環境修景地区と設定する地域は、これまでの調査では、縄文時代晩期には集落が営まれていない可能性が高い地域です。縄文時代後期には、竪穴住居や敷石住居等の遺構が存在する地域と土器捨て場として利用された湿地状の地形が存在したと考えられます。この地区は、本構想策定時には発掘調査が十分に進んでいませんが、将来、宮畑遺跡の集落全体を解明するための情報を秘めている地域にあたります。

このため、将来の宮畑遺跡解明のための発掘調査に備えるため、遺構を保全する地域とします。

また、整備により広々とした空間が創出されますが、この空間については、まちづくり事業等での活用や、文化的活動及び癒しの場として活用が図れるよう整備を進めます。

(2)周辺整備地域

①ガイダンス施設地区 集落復元地区及び環境修景地区に隣接する南側の史跡指定地外の区域をガイダンス施設地区として整備します。現在から史跡指定地内の縄文時代の風景へタイムスリップする期待感を高め、宮畑遺跡の魅力・史跡周辺の環境を伝えるガイダンス機能を備えた施設を整備します。この施設は、展示のみならず、体験活動等により宮畑遺跡の魅力を五感により理解できる機能も整備し、利用者の多様なニーズに対応していきます。

また、ガイダンス施設地区には、史跡管理・運営・調査研究の拠点機能も併せて整備し、史跡の効果的な管理・運営を図っていきます。

②駐車場便益地区 駐車場地区は、ガイダンスと市道をはさんだ位置にある地区を主要な駐車場として整備します。この地区は、史跡指定地より約2 m高い位置にあり、史跡全体を見渡すことができる環境にあります。駐車場からガイダンスへの移動時に縄文時代の風景が目の前に広がり、そしてガイダンスでの情報発信により、宮畑遺跡への導入効果を高めることができると考えられます。

また、駐車場とともに便益機能も整備し、利用者の利便性を図りますが、史跡指定地内と一体となった整備により、縄文時代の風景を損なわないように配慮します。

3. 整備区域のキーワード

以上、整備の方向性と各区域の整備内容について述べてきましたが、「市民のみなさんとつくり、そして成長する宮畑遺跡」とするためには、各整備区域にそれぞれ魅力があり、その魅力を機能的に結びつけ、市民のみなさんが新鮮な感動を得る施設であることが求められます。

各整備区域では、以下のようなキーワードを設定して整備を図り、魅力的な史跡としていきたいと考えています。

地 区	キ ー ワ ー ド
集落復元地区	宮畑遺跡のシンボル 縄文学習・体験 縄文人の生活・精神 憩い 環境
環境復元・多目的活用 地 区	縄文体感 自然観察・学習 遊び 人間と自然環境 地域連携 地域特性 交流 まちづくり 地域づくり
園 路	憩い 癒し 縄文体感 自然観察・学習 癒し
環境修景地区	憩い 癒し 体験 多目的空間 文化活動 交流 まちづくり
ガイドンス施設地区	
ガイドンス	縄文人の生活と精神・地域史（現在→縄文） 縄文学習・体験 伝統・文化 人間と自然環境 市民参加 遊び
体験施設	縄文学習・体験 地域連携 伝統・文化
駐車場便益地区	利便性 一体感

第3節 活用計画

1. 活用の方向性

活用においては、整備区域内での活用とともに、宮畑遺跡と連携し活用する区域との連携、市の観光・まちづくり事業との連携、都市間交流事業による新たな魅力の創出等の活用も図っていききたいと考えています。

そのためには、市民との協働による活用事業の展開を図ることが必要で、宮畑遺跡に関する最新情報を発信し続けるとともに、市民のみなさんと情報を共有し、活用についてともに考え、訪れるたびに新たな発見・感動が得られる施設として成長していくことを目指します。

2. 整備区域内での活用

宮畑遺跡と連携し活用する区域での活用のあり方については、先に述べましたので、ここでは、整備区域の魅力をもとにした活用のあり方について述べていきます。

整備区域には、集落復元地区、環境修景地区、環境復元・多目的活用地区、ガイダンス施設地区を整備しますが、それぞれに特徴があり、そして魅力ある地区として整備を進める方針です。それぞれの特徴及び魅力を活かし、また、それぞれの連携を図りながら以下ような活用を図っていきます。

活 用 内 容	活 用 の 場				
①調査研究 ○宮畑遺跡の調査研究活動、情報発信	集落復元地区 環境修景地区				
②情報発信事業 ○宮畑遺跡のシンボル・特徴 ○現在～縄文時代の自然環境・地域史の情報発信 ○縄文人と現代人の生活・精神文化 ○衣食住に関する技術の系譜と人々の暮らし ○人間と自然環境・水との関わり ○物と人の交流の歴史 ○自然と生き物の関係 ○東部地区のPR（特性を活かしたイベント開催）	集落復元地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区 ガイダンス施設地区 ガイダンス施設地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区 ガイダンス施設地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区 環境修景地区 ガイダンス施設地区				
③学習支援 ○学校教育での生きる力の育成支援 ○生涯学習の場の提供 ○市民の自主的な学習の場と情報の提供、ネットワーク作り ○各種学習活動の成果発表機会の提供	<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">集落復元地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="vertical-align: middle;">ガイダンス施設地区</td> </tr> </table>	}	集落復元地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区		ガイダンス施設地区
}	集落復元地区 ガイダンス施設地区 環境復元・多目的活用地区				
	ガイダンス施設地区				
④まちづくりとしての場 ○地域づくり・まちづくり事業の場の提供と連携 ○市民協働による史跡運営・イベント開催による市民ネットワークの構築 ○東部地区（工業団地）と連携した事業、イベント開催によるネットワーク構築 ○イベント開催による特産品の販売とPR ○キャラクターグッズ開発と利用によるまちづくり事業の展開	<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">環境修景地区</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="vertical-align: middle;">環境修景地区 ガイダンス施設地区</td> </tr> </table>	}	環境修景地区		環境修景地区 ガイダンス施設地区
}	環境修景地区				
	環境修景地区 ガイダンス施設地区				

○他の観光資源との連携による福島市の魅力の創出	全域
○周辺の自然環境活用による自然保護事業との連携	環境復元・多目的活用地区 ガイダンス施設地区
○地域の特性の活用（物産販売等）	環境復元・多目的活用地区
<hr/>	
⑤市民の文化的活動・憩いの場	
○市民が文化的活動を行う場	環境修景地区
○市民が縄文の空気に触れながら憩う場	環境修景地区 環境復元・多目的活用地区
○水辺を利用した遊びができる場	環境復元・多目的活用地区

第4節 全体計画

1. 土地公有化

史跡指定地は、平成16年12月現在、福島地方土地開発公社所有地と民地及び国・福島市の所有地となっています。保存・活用理念の実現へ向け、史跡の保全、宮畑遺跡の情報発信と幅広い活用を図る整備を進めるため、史跡指定地内の福島地方土地開発公社所有地と民地の公有化を図ります。土地公有化は平成16～18年度の3か年で実施する計画とします。

また、史跡指定地の北及び南側には、福島地方土地開発公社が所有している土地（14,299.41㎡）がありますが、福島工業団地第6期造成区域から除外された土地です。この地域については、史跡周辺整備区域として位置づけ、公有化を図るとともに、保存・活用の理念を実現するため史跡指定地と一体なった整備を進めていきます。

2. 史跡整備スケジュール

史跡整備については、整備の指針及び基本方針である本基本構想をもとに基本設計を策定した後、屋外整備、ガイダンス施設等について実施設計を実施します。整備工事については、平成19年度に着手し、平成21年度には完了する計画とし、平成22年度に史跡公園（仮称）をオープンする計画で整備を進めます。

そのスケジュールについては下記のとおりです。

平成16年度 基本構想策定

平成17年度 基本設計策定

平成18年度 実施設計策定・整備工事準備

平成19年度

） 実施設計・整備工事

平成21年度

平成22年度 史跡公園（仮称）オープン